

クレジットカードの不正使用に関する一考察

吉村 信明

- I はじめに
- II クレジットカード情報の家族等関係者による不正使用に関する裁判例
 - (1) さいたま地方裁判所平成19年6月1日判決
 - (2) 長崎地方裁判所佐世保支部平成20年4月24日判決
- III カード会員規約規定の効力
- IV カード会員規約規定適用における会員の帰責性の要否
- V むすびにかえて

I はじめに

クレジットカードとは、申込の段階で信用調査を受け審査に合格することで発行され、加盟店でカードを提示することにより現金を持たなくても商品の購入やサービスの提供を受けることができ、またキャッシングも行うことも可能で、支払及び返済は後日行うことが可能となる信用創造の道具である⁽¹⁾。

個人の信用に基礎を置くクレジットカードはカード会員本人が使用することが必要であるが、クレジットカードの問題点の一つに第三者による不正使用がある。これはカード会員以外の者が無断でカードを使用して商品を購入し、サービスの提供を受け、キャッシングするというものである。

この不正使用を行う第三者にはカード会員の家族等関係者が含まれる。家族等関係者は、カード会員と密接な関係にあることが多く、カード会員から簡単にカードの貸与を受けたり無断でカードを持ち出すことが容易な場合がある。そして、家族等関係者による不正使用の事例が多いといわれていることから⁽²⁾、カード会員の支払責任が問題となる場合が多い。

また、従来型のカードの不正使用は加盟店の店頭でカードを提示することで行われるが、近年はインターネットの発達にともないネット上での取引（通信販売、情報サービスの利用等）が拡大していき、代金やサービス料金の支払い方法としてクレジットカードを使用することが可能となった。正確には、カード会員に関するクレジットカード情報をインターネットサイト上で入力し業者へ送信することで支払うことができるということである。そのカード情報も会員氏名、クレジットカード番号⁽³⁾、有効期限⁽⁴⁾が一般的であり、これらはカードの券面上に表示されているものである⁽⁵⁾。この方法を悪用してカード会員以外の者がカード情報をインターネットのサイトに無断で入力し代金支払に充てるという事例が増加しており⁽⁶⁾、支払責任を負担するのはクレジットカード会社かカード会員本人かという問題が生じている。しかし、この問題については法律の規制もなく、判例の蓄積も乏しいため、カード会員が支払責任を負うことになる場合も多いようである。

このような状況の中で、最近カード会員の家族がそのカード情報を会員本人に無断で使用してインターネットサイトの利用料金を支払った事例に関して、カード会員の支払責任を判断した裁判例があらわれた。

これらの裁判例において、従来のクレジットカードそのものを加盟店の店頭で不正使用した問題で議論された論点とは異なる問題点に関する判断がなされているものもある。

本稿では、クレジットカードの家族等関係者による不正使用に関して、従来の議論と裁判例で示された判断を素材として考えてみたい。

II クレジットカード情報の家族等関係者による不正使用に関する裁判例

クレジットカード会員の家族が会員に無断でカード情報をインターネットサイトに入力して利用料金の支払を行い、それに対してカード会員が支払責任を否定して争った裁判例が最近2件公表された。

- (1) さいたま地方裁判所平成19年6月1日判例集未登載（最高裁ホームページ：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070801144546.pdf>、検索日2008年11月1日）

[事実]

X1とX2は夫婦でありその息子Aは同居している。X1は2社、X2は1社のクレジットカード会社と会員契約を締結し、各カード会社からクレジットカードを貸与され所持している。

Yはインターネット上で物品販売、ソフトウェア、情報等を提供する有料インターネットサイトとの間で、クレジット決済業務委託契約を締結し、クレジットカード決済を代行している業者⁽⁷⁾である。Yは、出会い系サイトを海外で運営している訴外Bとの間でクレジット決済業務委託契約を締結している。

Yのクレジットカード決済業務は下記のようになっている。

- ① 有料サイトの利用者は、利用にあたり、有料サイト運営者に対しカード番号、名義人、カード有効期限のほか、電話番号、メールアドレス等の情報を提供する。
- ② 有料サイト運営者はYに対してクレジット決済業務委託契約に基づき、インターネットを利用してカード情報等を伝える。
- ③ Yは、カード情報等のうち、カードの認証に必要な情報をインターネットを利用して、カード会社とは別に存在するクレジットカード決済処理業務代行機関を介して、カード会社へ送信する。その後、カードの認証結果がYに伝えられ、その結果を踏まえてYは有料サイトの利用料金をカード名義人へ請求することの当否及び請求額を決定し、カード会社に対してカード名義人の銀行口座から請求額の引落しを指示する。

- ④ カード会社はYからの引落しの指示に基づいて、Yの請求として利用料金の支払いをカード名義人に請求し、その銀行口座から利用料金を引き落とす。
- ⑤ カード会社は、④で引落とした金額から諸費用を差し引いた上で、Yの売り上げとして支払う。その後、Yは、契約内容に従って精算した上で有料サイトに対して売上金を支払う。

AはXらに無断で有料サイト運営会社にXら名義のクレジットカード情報等を提供した上で、出会い系サイトを利用した。

Xらは自己保有のクレジットカードの不正使用を疑い、Yに問い合わせ、その後YはXらのクレジットカードの利用者をAであると確認した。

しかし、YはAがXらの家族であったことから、通常どおりカード名義人に請求することを決定し、カード会社に対して利用料金の引落しを指示し、カード会社はそれに従ってXらの口座から当該利用料金を引落した。

XらはYに対して、主的にYの本人確認義務違反等の不法行為に基づく損害賠償請求として、引落された金額並びに弁護士費用及び各金額についての遅延損害金の支払いを、予備的にYに対する不当利得返還請求として、引落された金額及び利得についての利息の支払いを求めた。

[判旨] 棄却

本人確認義務違反による不法行為の成否について

「 本件のようにインターネット回線を使用したクレジットカード決済においては、カード利用者と決済機関ないし加盟サイトが直接対面することなく取引を行うことができるため、カード会社や決済機関ないし加盟サイトは、直接カードの利用者に接する機会がないことからすると、カードの認証に必要な情報以外の情報を取得することは困難といわざるを得ない。カードの不正利用による被害を防止する必要性を無視するものではないが、他方、迅速かつ大量の取引を実現することが求められていることからすると、インターネット上でクレジットカード決済を行う者は、利用者で使用されたカードの名義人の同一性につき、カードの利用について取得した情報から合理的な疑いがある場合に限

り本人確認義務を負うと解するのが相当である。

そこで、本件において上記合理的な疑いがあるかを検討すると、本件各カードに関するカード情報等が本件サイトからYに送信され、カード会社により有効に認証されたことは争いがないのであり、本件各カードのカード番号、名義人、有効期限については、何ら問題がなかったことが認められる。そうすると、Aにより提供されたカードの認証に必要な情報自体からは、本人確認義務の発生を基礎づける上記合理的な疑いがあったと認めることはできない。」

不正利用認識後の引落し指示について

「 Xらは、Yが、Aによる本件各カードの不正利用を知りながら、本件規定を理由に本件引落し指示をしたことは違法であり不法行為が成立すると主張する。そこで、以下、Xらの主張を検討する。

(1) 本件規定は一般的に無効か

ア 一般に、家族や同居人というカード名義人と社会生活上密接な関係にある者は、カード名義人に無断でカードを使用することが他の第三者と比してはるかに容易である上、カード名義人が経済的に依存している家族等に対して自己名義のカードの使用を許諾していることもある。カード会社にとっては家族等による利用が不正利用か否かの判断が難しいことからすれば、事務処理上個別的な事情の有無を問わず、画一的な取扱いをすることの必要性は否定できない。そして、カード名義人は、カード会社に対して、貸与されたカードの管理につき善管注意義務を負っており（民法400条）、また、家族等による不正利用を防止することができる立場にあること等の事情も考え併せれば、カードの不正利用について、家族等による不正利用と第三者による不正利用の場合と区別し、家族等による不正利用の場合にはカード名義人に対してより重い責任を課することを内容とする本件規定には合理性があるというべきである。

以上から、本件規定は実質的に不当ではないし、民法に比して消費者に対して権利を制限することを禁じた消費者契約法10条に反するものでもない。

イ Xらは、仮に本件規定が一般的に有効であるとしても、本件においては、

Yが家族等による不正利用を知った後もクレジットカード決済業務を停止せず、また、チャージバック規定によって本件サイトへの支払を拒否できたはずであり、このような事情の下においては、本件規定は不当であり、無効であると主張するので、以下さらに検討する。

チャージバック規定は、カード会社が会員からの代金回収が功を奏しなかった場合にその損失を加盟店に負担させることを目的とする規定であることはその文言からも明らかであって、この規定を根拠に、正当な請求自体が許されなくなるわけではない。

以上から、本件の具体的な事情においても本件規定の効果を主張することが不当であって、本件規定を無効とすべきであるということはできない。」

(2) 長崎地方裁判所佐世保支部平成20年4月24日判決 金融・商事判例1300号
71頁⁽⁸⁾

[事実]

Xは訴外A社からYとの間のクレジットカード利用契約上の地位を承継した株式会社であり、Yは当該クレジットカードの利用契約を締結したカード会員である。

Yは平成2年5月頃にA社とクレジットカード利用についての会員契約（本件カード契約）を締結した。

平成17年1月16日から同年2月26日までの間に複数回にわたって本件カード契約に基づきYに貸与されていたクレジットカード（本件カード）が、海外のクレジット会社・金融機関等の加盟店であるB社及びC社（本件加盟店）を相手方として、A社がカード利用方法の一つとして「指定する方法」（本件規約24条1項）、すなわちインターネットのサイト上でカード名義人名、カード番号及び有効期限を入力する方法により、ドルで決済された各金額について1回払いで利用された。

本件でカード利用により加盟店が取得した債権は最終的にA社に譲渡され、A社はYに対する本件のカード利用債権を取得した。

A社はYから本件の各カード利用について覚えがないとの連絡を受けて、本

件各カード利用債権の合計額285万8,789円の請求を一時的に停止し調査するなどしたが、その後、Yに支払責任があるものと判断して平成17年4月27日頃、同年6月6日を支払日と指定して同額の支払いをYに求めたが、Yは支払をしなかった。

Xは平成18年1月12日A社を吸収合併し、本件カード契約に関するA社の権利義務を承継した。Xは、本件カード契約に基づいて、Yに対し本件各カード利用債権合計285万8,789円及び遅延損害金の支払を求めて提訴した。

Yは、次のように反論した。

Yは本件のカード使用に関して身に覚えが無かったために調べた結果、Yと同居している長男DがYに無断で本件クレジットカードを抜き取ってカード識別情報（名義人名、カード番号、有効期限）を入手し、インターネット上でこれらの識別情報を入力するという方法で料金決済していたことが明らかとなった。

Xの会員規約上、第三者によるカード不正使用の場合、当該不正使用に係る利用代金についてはXが全額でん補することとされているが（補償規約）、会員の家族等が当該不正使用を行い、またはこれに加担した場合には、例外的にそのようなでん補がなされないこととされている（除外規定）。

Yは、①本件会員規約には、本件で利用されたインターネット上でカード識別情報を入力して決済できる旨の明示規定がないのであるから、家族による不正使用に関する条項は信義則上適用の前提を欠いて無効である、②カード識別情報のみで本件カードが利用できるシステムを採用し第三者による不正使用を容易にしていた点にXの過失があるとして民法418条の類推適用による過失相殺が行われるべきである、③本件カード利用は家族による不正使用であるがカード会員に当該不正使用ないしカード管理に重過失がない場合には本件除外規定は適用されず当該不正使用に係る利用代金は原則どおりXがでん補するべきであるなどと主張して、Xの本件カード利用代金の請求について争った。

[判旨] 請求棄却・控訴（控訴後和解）

Yの帰責性の要否について

「・・・会員に対しその帰責性を問わずに支払責任を負担させることは、民法

の基本原理である自己責任の原則に照らして疑問がある上、本件補償規約に合意したX及び会員の合理的意思にも反するものというべきである。

すなわち、本件補償規約は、会員の故意又は重大な過失に起因する場合を補償の対象外としており、その立証責任はXが負担すべきものと解されるが、その場合のほかにも前述のような事由を列挙しているのは、多数の会員を抱えるXが、個別の会員ごとにカードの使用管理状況を把握し、会員側の事情である会員の故意又は重過失を立証することには困難が伴う場合も多いため、公平の観点から、会員にカードの使用管理についての善管注意義務違反が疑われる場合などを類型化し、一定の場合にはXの立証の負担を軽減することを意図したものである。とりわけ、同条項(ハ)において、会員の家族等による「盗難」の場合を定めたのは、会員の家族等は、他の第三者に比してはるかに容易に会員のカードの占有を無断取得することができる立場にあることなどから、Xが会員の家庭内の個別事情に踏み込んで会員の故意又は重過失を立証することは相当困難となり得る一方、会員は、Xに対し善良なる管理者の注意をもってカードを使用管理すべき義務を負っており、より適切に会員の家族等による「盗難」を防ぎ、その不正使用を防止し得る立場にもあることが考慮されたものといえる。したがって、X及び会員の合理的意思からすれば、同条項(ハ)は、Xが会員の家族等による「盗難」であることさえ主張立証すれば、会員の帰責性まで主張立証しなくても補償規約の適用が除外されることを明らかにしたに止まり、会員側が自己に帰責性がないことを更に主張立証し、補償規約の適用を受けようとする余地を排斥する趣旨までではないと解すべきであり、むしろその余地を認めることが自己責任の原則にも整合的である。そして、その帰責性の程度については、同条項(イ)との均衡をも考慮し、会員は自己に重過失がないことを主張立証すれば足りるというべきで、この場合、本件補償規約の適用は除外されず、会員はカード利用債権の支払を免れることとなる。」

Yの重過失の有無について

「イ 上記認定事実によれば、Dは、本件カードの券面に記載された本件カード情報を得るため、一時借用の目的でYの財布から本件カードを持ち出し、

本件カード情報をメモするとすぐにこれを返しているから、Dのこの行為は、本件補償規約が予定する「盗難、詐取もしくは横領」には該当しない。もっとも、本件のように、カードの占有を取得せず、カード番号、有効期限などの情報のみを取得し、その情報を基にカードの不正使用が行われたという場合においても、本件補償規約が類推適用ないし準用され、ひいては、その不正使用が会員の家族等による場合でも会員の重過失が要求されるというべきである。

そこで、本件においてYが無重過失といえるかどうかを検討するに、本件各カード利用は、インターネットのサイト上で本件カードのカード識別情報のみを入力する方法により行われているところ、この方法は、カード識別情報を正しく入力しさえすれば、その利用者が当該カード識別情報に対応するカードの貸与を受けた会員本人であるかどうかは問われないうまま、当該カードの利用が可能となるもので、暗証番号の入力などによる本人確認は行われておらず、したがって、カード識別情報を知る第三者が会員本人になりすまして他人のカードを利用することが容易に可能な利用方法であったといえる。このような利用方法が採用された場合、会員がカードの不正使用を防ぐためには、カードの物理的な管理のみならず、カード識別情報という無体物についての管理が重要となるが、この会員による適切な情報管理の前提として、Xが会員に対し、カード識別情報のみで決済可能な利用方法であることを明示し、同情報の管理の重要性を認識させることが必要不可欠となる。もっとも、カード識別情報は、広く公開される情報ではないものの、いずれもカードの券面に表示されており、署名の方法によるカード利用時にはカードの提示が要求されること（本件規約24条1項）、上記券面情報がすべて売上伝票に印字されている場合があること（公知の事実）などに照らしても、本来的に本人のみが知りうる秘匿情報としては予定されていないものといえる。その上、情報の管理は、物理的占有によるカード本体の管理と異なり、何らかの方法でカード識別情報が他人に取得されたとしても、そのことだけでは、管理主体である会員に当該情報取得の事実が認識されにくいという特有の困難さも有する。

そうすると仮にXが会員に対し、インターネット上においてカード識別情報のみで決済可能な利用方法があることを明示していたとしても、会員による

カード識別情報の管理には自ずから限界があるというべきで、カード識別情報を利用したなりすまし等の不正使用及びそれにより会員が被る損害を防止するには、カード識別情報の入力による利用方法を提供するXにおいて、カード識別情報に加えて、暗証番号など本人確認に適した何らかの追加情報の入力を要求するなど、可能な限り会員本人以外の不正使用を排除する利用方法を構築することが要求されていたというべきである。入力作業の手間が少ない方が、会員の利便性が向上するとともに、カードの利用が促進されてXの利益にもつながることや、暗証番号等の本人確認情報も含めたインターネット上での与信判断プロセスの構築に多額の費用がかかり得ることなどを考慮しても、決済システムとしての基本的な安全性を確保しないまま事後的な補償規約の適用のみによって個別に会員の損害を回避しようとするだけでは不十分というほかない。

ところが、Xは、前述のとおり、インターネット上でカード識別情報を入力して行うカード利用方法を会員に提供するに当たり、本人確認情報の入力を要求していなかったものであり、可能な限り会員本人以外の不正使用を排除する利用方法を構築していたとは言い難く、のみならず、会員に対し、そのような利用方法があることを本件規約において明示することもしていなかった（甲10）もので、Yもそのような利用方法の存在を明確には認識していなかったのである。このような事情の下では、Yにカード識別情報の管理についての帰責性を問うことはできないというべきである。また、Yが本件カードを入れた財布をタンスの上に置き、Dが容易に入手可能な状態にしておいたことについて、Yに何らかの帰責性が問われ得るとしても、本件で本人確認情報の入力が要求されていれば（ただし、生年月日や住所等では意味をなさない）、Dによる本件各カード利用を防ぐことができたことに照らすと、Yには重大な過失はなかったと認めるのが相当である。」

本件は福岡高等裁判所へ控訴されたが、Yの長男DがXに対して元金と遅延損害金合わせて約370万円を支払い、XはDを相手に提訴していた損害賠償請求を取り下げるという内容で、2008年12月2日和解が成立した⁽⁹⁾。

Ⅲ カード会員規約規定の効力

1 クレジットカードの使用については、包括信用購入あっせんの場合は割賦販売法が適用される⁽¹⁰⁾。しかし、割賦販売法にもその他の法律にもクレジットカードが不正に使用された場合の支払責任を直接定めた規定はない⁽¹¹⁾。したがって、クレジットカードが不正使用された場合の支払責任については、各カード発行会社が作成するクレジットカード会員規約（約款）の規定の解釈によることになる。

そこで、(1)家族等関係者がカード会員に無断でクレジットカードを不正使用した場合、カード会員の支払責任を定めたクレジットカード会員規約の規定の効力に関して従来から議論があるが、前記Ⅱの裁判例で問題となったカード情報の不正使用の場合との関係ではどうなるか、(2)同じくカード会員規約が適用される場面でカード会員の帰責事由（故意又は重過失）が必要か否かという点について述べる。

2 クレジットカード会員規約の内容

まずクレジットカード会員規約の規定の内容について、前記Ⅱ(2)長崎地裁佐世保支部判決における原告カード発行会社（クレディセゾン）の会員規約（UCカード会員規約）の規定を例示する（<http://www2.uccard.co.jp/agreement>、2008年10月28日検索、確認）。他のカード発行会社の会員規約についても文言が異なるものもあるが、内容はほとんど変わらない。

会員規約第2条（カードの発行と管理）

- 1項 本人会員、家族会員（以下両者を「会員」と称します。）には当社が発行するカードを貸与します。
- 2項 当社よりカードが貸与された場合は、ただちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。
- 3項 カードの所有権は当社に属し、会員には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。

- 4項 カードは、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 5項 前項に違反してカードが使用された場合、その利用代金等の支払は本人会員の責任とします。
- 6項 カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。
- 7項 カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認められた方に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

会員規約第13条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補）

- 1項 万一会員がカードを盗難、詐取もしくは横領（以下「盗難」と称します。）され、又は紛失した場合は、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。
- 2項 カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは本人会員の責任となります。
- 3項 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。
 - (イ) 会員の故意又は重大な過失に起因する場合。
 - (ロ) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。
 - (ハ) 第2条第4項に違反して第三者にカードを使用された場合。
 - (ニ) 当社が会員から盗難・紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。
 - (ホ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。
 - (ヘ) 本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。
 - (ト) 会員が当社の請求する書類を提出しない、又は提出した書類に不正の表

示をした場合、あるいは被害調査に協力をしない場合。

(チ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、当社に責がある場合を除きます。

4項 カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。

会員規約第20条（カード利用方法）

1項 会員は次の(イ)号～(ハ)号に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票などへの署名にかえて加盟店に設置している端末機でカード及び暗証番号を操作するなど当社が指定する方法により、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができるものとします。

(イ) 当社と契約した加盟店。

(ロ) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。

(ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した国内加盟店及び海外加盟店。

2項 物品の購入又はサービスの提供を取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。

なお、長崎地裁佐世保支部判決を踏まえてと思われるが、上記UCカード会員規約第20条（カード利用方法）が下記のように改正されている（<http://www2.uccard.co.jp/agreement>、2009年2月20日検索、確認）

1項 略

2項 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続きを省略し、又はカード番号等カード上に記された情報の入力のみを行う方法によりショッピングサービスを受けることができるものとします。（新設規定、下線部は筆者に

よる)

3項 旧2項が移動

3 クレジットカードの不正使用に関する会員規約の効力について

クレジットカード会員規約（前記UCカード規約では13条）は、カードの盗難・紛失により第三者がカードを不正に使用した場合にはカード会員が支払責任を負うことを原則とするが、盗難等の届出をカード会社及び警察に提出した場合には、例外としてカード会社がカード会員の被害をてん補するとしている。ただし、一定の事由がある場合は、さらに例外としてカード会員が支払責任を負う旨を規定している。

そして、カード会員規約において家族等のカード会員の関係者による不正使用の場合にはカード会員が支払責任を負うとする規定（前記UCカード規約では13条3項(ロ)）の効力について、従来から学説において争いがあり、裁判例においてもこの規定の効力が争われることが多い。

ただし、従来の議論はクレジットカードそのものをカード会員の家族等関係者が持ち出して店頭で提示して物品購入等を行った事例に関するものであった。

本稿での問題は、従来型の事例ではなく、クレジットカードの表面に記載されたカード情報のみを盗みだし、インターネットサイトに入力して支払いに充てた場合のカード会員の支払責任である。インターネットにおける決済方法については最近急速に発展したものであるため、従来のカード会員規約の規定においてもクレジットカード情報を家族等関係者が不正使用するということは想定されていなかったものと考えられる。長崎地裁佐世保支部判決においては、Xの長男Dに行為は会員規約にいう「盗難、詐取もしくは横領」に該当しないが、「カードの占有を取得せず、カード番号、有効期限などの情報のみを取得し、その情報を基にカードの不正使用が行われたという場合においても、本件補償規約が類推適用ないし準用され」と述べている。

(1) 学説

カード会員の家族等関係者がカードを不正使用した場合についての支払責任

に関するカード会員規約の効力について、学説は分かれている。ただし、議論はクレジットカードそのものを不正使用した場合に関してのものである。

- ① 有効説は、家族等関係者とカード会員との密接な関係性に注目している。すなわち、カード会員は「家族・同居者等という家庭生活上密接な関係にある者に対して生活上の利便性等からカード貸与禁止規約に反して安易にカードの占有を移転する可能性がある」だけでなく、家族等は「他の第三者と比してカードを無断で占有取得することがはるかに容易である」とする。そして、カード会員の家族等関係者がカードを使用したことにつきカード会社が立証できた場合、さらにカード会員の使用・保管義務違反により家族等関係者が当該クレジットカードを無断使用したことを立証することは困難なため、会員規約にあらかじめ規定を置きカード会社の立証を不要にすることには合理性が認められると解している⁽¹²⁾。また、カード会員と家族は密接な関係があるのでそれ以外の者による不正使用と区別しても不合理ではないし、家族等身内が不正使用しないようにカード会員には管理義務があるので、義務違反の場合はカード会員が支払責任を負うと考えると、同規定は公序良俗違反とはいえない⁽¹³⁾との見解もある。
- ② 効力に疑問を呈する説は、家族等関係者による不正使用の責任をカード会員に負担させる旨の会員規約規定は、近代市民法の原則に反すると主張する。すなわち、近代市民法は、自身の行為に対してのみ責任を負うとする自己責任の原則により構成されているので、家族等関係者によるクレジットカード不正使用に対してもカード会員に責任を負わせる旨の会員規約の規定は、自己責任原則からはずれ、なんらかのかかわりあいがあればすべて責任を負わせようとするものであるとする⁽¹⁴⁾。また、立証責任との関係で、家族等関係者によるカード不正使用について、カード会社がカード会員の関与を主張して支払い請求をした場合に、会員は自分が関与していないことを証明することは困難である⁽¹⁵⁾との見解、あるいは、カード会社はカードの紛失や不正使用等に関する情報を容易に入手でき、不正使用等の防止手段等の企画・選択・決定・実施も可能なのであるから、不正使用による損失はカード会社が負担するべきである⁽¹⁶⁾といった主張がある。

(2) 裁判例

裁判例では、カード会員規約の効力についてカード会員側から無効の主張がなされるが、次のように判示して有効性を認めている。

まずクレジットカードそのものをカード会員に無断で家族等関係者が持ち出して行った不正使用に関する事例を示す。

① 大阪地判平成5年10月18日判例時報1488号122頁では、カード会員の長男が無断でカードを持ち出したため、カード会員がカード会社に対して電話で当該カードを無効とするように申し出た。カード会社はコンピュータに当該カードの無効登録を行うとともに、加盟店等に配付されるカード無効通知書に掲載する手続きをとり、百貨店に対してはファクシミリで当該カードの緊急無効手配を行った。しかし、長男はこれらの無効通知が効力を生じる前に、当該カードを使用して合計で約130万円相当の商品を加盟店で購入した。カード会員は当該カードの使用代金につき債務不存在確認及びカード会社の違法な取立行為に対する損害賠償を求めて提訴した。カード会社もカード会員に対してカード使用代金の支払いを求めて反訴を提起した。カード会員は家族等関係者による不正使用について、カード会員が支払責任を負うとするカード会員規約の規定は公序良俗に違反して無効であると主張した。しかし、判決ではカード会員はカード会員規約14条「3項口は、カードの使用者が会員の家族等会員の関係者であることの一事をもって、会員に責任を負わせるものであって、合理性を欠く旨主張するが、会員と密接な関係にある者の使用については、それ以外の第三者による使用と区別して、会員により重い責任を果たしても必ずしも不当とはいえないので、右規定が公序良俗に反するとはいえない。」と判示した⁽¹⁷⁾。

② 札幌地判平成7年8月30日判例タイムズ902号119頁では、カード会員(妻)の夫がカード会員に無断でクレジットカードを使用して商品を購入した。カード会社はその代金311万円余りについてクレジットカード契約に基づきカード会員に対して支払いを求めて提訴した。これに対して、カード会員は同居人が行ったカードの不正使用による損害をカード会員の全額負担とする会員規約は、個人主義の観点から公序良俗に反して無効であると主張した。

この点について、判決は「家族・同居人という会員と社会生活上密接な関係にある者は、一方で、カードの使用が他の第三者と比してはるかに容易な者であり、他方で、会員としても、カードの保管上、盗難等とはもとより、右のような者の不正利用についても、原告に対して保管義務を負うべき立場にあると解されるから、クレジットカードの性質及びその予定されている利用状況等に照らすと、右のような者による使用について、それ以外の第三者による使用と区別して会員により重い責任を課すことを内容とする右規約には一応の合理性があり、それが直ちに公序良俗に違反するとはいえない。」と判示した。

前記Ⅱで取り上げたクレジットカード情報をカード会員に無断で家族等関係者がインターネットサイトへ入力した事例においても、カード会員規約の効力が争われた。

① さいたま地判平成19年6月1日判例集未登載（前記Ⅱ(1)判決）

事実関係は、前記参照。

Xらは、Yが、長男Aによるクレジットカード情報の不正利用を知らながら、会員規約の規定を理由に利用代金の引落とし指示をしたことは違法であり不法行為が成立すると主張する。そして、会員規約の規定は民法の規定に比べ消費者であるXらの権利を制限しているので消費者契約法10条違反で無効であるというXらの主張に対して裁判所は次のように判示した。

「一般に、家族や同居人というカード名義人と社会生活上密接な関係にある者は、カード名義人に無断でカードを使用することが他の第三者と比してはるかに容易である上、カード名義人が経済的に依存している家族等に対して自己名義のカードの使用を許諾していることもある。カード会社にとっては家族等による利用が不正利用か否かの判断が難しいことからすれば、事務処理上個別的な事情の有無を問わず、画一的な取扱いをすることの必要性は否定できない。そして、カード名義人は、カード会社に対して、貸与されたカードの管理につき善管注意義務を負っており（民法400条）、また、家族等による不正利用を防止することができる立場にあること等の事情も考え併せれば、カードの不正利

用について、家族等による不正利用と第三者による不正利用の場合と区別し、家族等による不正利用の場合にはカード名義人に対してより重い責任を課することを内容とする本件規定には合理性があるというべきである。

以上から、本件規定は実質的に不当ではないし、民法に比して消費者に対して権利を制限することを禁じた消費者契約法10条に反するものでもない。」と判示して、従来の議論と同様の理由付けで規定の有効性を肯定した。

② 長崎地裁佐世保支部判平成20年4月24日金融・商事判例1300号71頁（前記Ⅱ(2)判決）

この裁判例においては、Yは会員規約の当該規定の無効を主張はしたが、判決ではとくにそれには答えていない。有効説を前提としているものと思われる。

以上のように、家族等関係者の不正使用についてカード会員が支払責任を負う旨の会員規約の規定の効力について、学説では見解が分かれているが、裁判例ではクレジットカードそのものの不正使用の事例でも、カード情報の不正使用の事例においても有効説で固まっているようである⁽¹⁸⁾。とくに、さいたま地判平成19年6月1日では、当該会員規約の規定は消費者契約法10条にも違反しないという新しい判断も示している。

Ⅳ カード会員規約規定適用における会員の帰責性の要否

家族等関係者による不正使用に関するカード会員の支払責任についてのカード会員規約規定が有効である場合に、カード会員の支払責任を認めるためには帰責事由が必要か否かについての議論がある。すなわち、前記UCカード規約13条2項では（他のカード会社の規約においても同様）、カードの紛失・盗難により第三者に不正使用された場合カード会員が支払責任を負うことを原則としつつ、同条3項において除外事由を除きカード会社が全額でん補するとしている。そして、除外事由として、(イ)会員の故意又は重大な過失に起因する場合と(ロ)家族等関係者による不正利用の場合が個別に規定されていることから、家族

等関係者による不正使用の場合にカード会員が責任を負担するのは故意や過失といった帰責事由がある場合に限られるのか、あるいは帰責事由がない、すなわち無過失であっても責任を負うことになるのかということが問題となる。

(1) 学 説

学説では帰責事由の必要性を認める。以下はクレジットカードそのものを加盟店の店頭で提示して不正使用した場合に関するものである。

- ① 家族等関係者による不正使用に関する会員規約の規定に形式的に該当する場合でも、カード会員が自己に帰責事由が無いことを具体的な事実に基づいて主張立証できればカード会員の義務違反がないことになり、責任を免れることができる⁽¹⁹⁾。
- ② 会員規約上「会員の故意または重大な過失に起因する場合」にはカード会社は責任を負わないとされ何も問題がないようにみえる規定であるが、このことは「カード会員の軽過失を免責する」ということを意味するものではない。会員規約には、軽過失の場合にもカード会員が責任を負担すべき場合がいくつも列挙されており、カード会員の家族等関係者による不正使用に関する規定もそれに該当するという見解⁽²⁰⁾。これは家族等関係者による不正使用の場合、軽過失でも責任を認めるというカード会員にはより厳しい見解である。
- ③ 家族等関係者による不正使用に関する会員規約の有効性に疑問を呈する立場から不正使用の責任につき、カード会員は原則として免責されカード会社が責任を負うべきであるとする。その理由として、不正使用が後を絶たないのは、カード使用者のチェックシステムが不十分であることが挙げられる。たとえば、カードが提示された際加盟店はカード使用者の本人確認をしていない。カードの署名の照合なども行っていない。身分証明書の提示も求められない。名義人と使用者の性別が異なっていると思われる場合にも確認しない。カード券面上に顔写真を貼付するものもあったが普及していないというようなことである。不正使用につきカード会員の責任を認めるためには、クレジットカードシステムそのものがカード会員以外の使用を許さないものに

なっていないなければならない。システムが整備されていない間はカード会社が原則として責任を負い、カード会員の帰責事由を証明した場合に会員の責任が認められるものとする⁽²¹⁾。

- ④ カード会員が家族等と通謀し、あるいは家族等のカード使用を容認、黙認していた場合にカード会員の責任を限定するべきである⁽²²⁾。
等である。

(2) 裁判例

裁判例では会員規約の効力については有効と判断した上で、カード会員の帰責性の必要性については明確に判断していない。

たとえば前記大阪地判平成5年10月18日では、カード会員はカード（使用する意思がなく署名欄に署名もしていなかった）や通帳等を施錠できない小型の鞆に入れ自営業の事務所内にある段ボール箱の中で保管、管理していたが、カード会員の長男（カードの持ち出し歴、その他の犯罪歴がある）に保管場所を簡単に知られてしまい、長男は早朝に事務所へ忍び込みカードを盗み出し自ら署名欄に署名をして不正使用をしたと事実認定した上で、カード会員はカード会員規約上の署名義務に違反した上、持ち出しやすい場所へカードを保管し、さらに事務所の戸締まりも不完全であったことから、長男によるカードの盗難、不正使用は会員の重過失により生じたものといわざるを得ない。そうすると、会員は規約14条1項、同条3項(i)及び(=)のいずれによってもカードの使用代金を支払い義務を負うと判示した。ただし、ここではカード会員に明らかな故意又は重過失が認められるということから、規約14条3項(ii)（会員の家族等関係者による不正使用）に関する判断は示されていない。

また、前記札幌地判平成7年8月30日では、カード会員の夫が不正使用した事例において、会員規約ではカードの紛失・盗難により他人に不正使用された損害金については、一定期間内にカード会社及び警察への届出による手続を採った場合は、原則としてカード会員は免責されるものとし、例外としてカード会員の家族等関係者による不正使用に起因する損害については、全額カード会員の負担となる旨規定していることが認められるから、カード会員の夫によ

るカードの不正使用によりカード会員が被った損害について、カード会員が責任を負うことはカード規約上明らかであるとするのみである。

さらに、家族によるカード情報の不正使用に関する前記さいたま地判平成19年6月1日においても、カード会員規約の有効性を確認してカード会員の支払責任を認めたもので、その適用の場面でカード会員の帰責性が必要か否かについての判断は示していない。

このように学説においては帰責性を要するとする説が主流であり、従来の裁判例は当事者がカード会員の帰責性の必要性に関する主張をしていないということもあると思われるが、明確には判断していなかった。

このような状況の中で、前記Ⅱ(2)長崎地裁佐世保支判平成20年4月24日において次のような判断が示された。

この事例において、Y（カード会員）はカード会員規約の家族等関係者による不正使用に関する規定が適用され責任を負うためには、カード会員に重過失があることが必要であると主張し、これに対してX（カード会社）は家族等関係者による不正使用についてはカード会員の帰責性の有無を問わない、仮に帰責性を問題とするとしてもカード会員に重過失が無いことだけでは足りず無過失であることが要求されると主張している。

判決は、カード会員の帰責性の有無に関係なく支払責任を認めることは、民法の基本原則である自己責任原則に照らして疑問があり、会員規約に合意したカード会社と会員の合理的意思にも反するとした。その上で、Yの家族（長男）がインターネット上でカード識別情報（名義人名、カード番号、有効期限）を入力して決済するという方法でYのカードを不正使用したが、Xにはカード識別情報以外に暗証番号等本人確認情報の入力を求めるなどカード会員以外の者が不正使用できないシステム構築が求められていたにもかかわらずシステム構築を怠り、またこのような決済方法があることをYに対して会員規約上明示することもなかったという事情の下では、Yに重過失があったとはいえないとして支払責任を否定した。

カード会員の帰責性とカード会社等による本人確認システムとの関連については、従来のクレジットカードを店頭提示する不正使用においても、前記学説の一つにあるように店頭での本人確認が不十分であるから、カード会員が責任を負うには帰責事由が必要であるとするものがある。

本人確認が不十分である原因として次の指摘がある。すなわち紛失や盗難にあったクレジットカードに関してカード会員がカード会社に対して届を提出した際に、カード会社が当該カードの情報をコンピュータに入力し、加盟店にCATと呼ばれる端末機⁽²³⁾が設置されていれば店頭でカードの不正使用がチェック可能である。しかし、わが国におけるクレジットカードの普及を図る上で、カード会社や加盟店にコスト負担が少なく済むことが必要であった。そのため、各カード会社の加盟店へ端末機の設置が遅れている。

裁判例においても前記大阪地判平成5年10月18日では、カード会社がコンピュータに盗難カードを無効登録すれば加盟店が確認できるCATを全加盟店に設置することが最も望ましいが、加盟店数や設置のコスト負担などを考えると、端末機設置がカード会社に義務づけられているとはいえないとしている。

また、インターネット上での取引における本人確認手段として、「3D-Secure」と呼ばれるシステムが挙げられる。このシステムは会員番号とカード有効期限入力後、利用者がパスワードとIDを入力して本人確認を行うものである。キャッシュカードの暗証番号と同等かそれ以上の安全性が期待できるとされる。ただし、このシステムは1つの加盟店が導入する費用として数百万円かかるということで、法的規制を講じない限り早期導入は困難であるといわれている⁽²⁴⁾。

このように、カード会員以外の者によるクレジットカード不正使用防止のための有効手段である本人確認システムの導入が進まないのはコスト負担の問題が大きいとの指摘が学説、裁判例でなされている。これに対して長崎地裁佐世保支部判決では、「暗証番号等の本人確認情報も含めたインターネット上での与信判断プロセスの構築に多額の費用がかかり得ることなどを考慮しても」として、コストがかかることは認めた上で「決済システムとしての基本的な安全性を確保しないまま、事後的に補償規約の運用のみによって個別に会員の損害

を回避しようとするだけでは不十分というほかない」との判断を示している。

しかし、本人確認システムの導入、普及は特別法により義務づけられていないためカード会社の企業努力である上、カード会社だけではなく加盟店のコスト負担も含めての協力も必要である。したがって、本人確認システムの「導入・普及の遅れ自体をカード会社の過失とみることはでき」ず、システムの不備は「基本的にすべてのカード利用者に同様のリスクであり、そのことをもって、個別事例の不正使用における損失分担に影響を与えるべきではない」とする主張もなされている⁽²⁵⁾。

長崎地裁佐世保支部判決は和解により上級審の判断はなされていない。この判決により各カード会社は会員規約中にカード情報の入力のみで商品購入等を行うことができる旨の規定を置くと思われる（前記UCカード規約参照）。今後同様の事例で争いが生じた場合に会員規約に明示規定があることでカード会員の重過失が認定されやすくなるのか、それともカード会社等のコスト負担による本人確認システムの整備まで含めてカード会員の帰責事由の判断の根拠となるのか、注目していきたい。

IV むすびにかえて

最近、わが国では一連の法改正や新立法等で消費者保護の強化という流れになっていると思われる。たとえば、金融機関の偽造、盗難キャッシュカードの不正使用によりATM等から引き出された預貯金については、預貯金者に故意、重過失がない限り補償されるとする「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）が施行された。またクレジットカード番号等の情報の不正取得や漏洩によりカード会員に被害を与える事例が増加してきたことを踏まえて、2008年の割賦販売法改正でクレジットカードに関する情報保護について新しく規定が設けられた⁽²⁶⁾。

カード会員以外の者によるクレジットカード不正使用の支払責任については、特別法による規制はなく会員規約の解釈に委ねられている。しかし、現行の会

員規約規定ではカード会社・カード会員・加盟店という当事者間で支払責任を合理的に分担することが難しいとして立法による解決を強く主張する見解もある⁽²⁷⁾。

長崎地裁佐世保支部判決は、カード会社に対してカード不正使用防止の手段としての本人確認システムを構築する動機付けとなるかもしれないが、コストがかかることが問題であり、コスト負担を嫌うならば今後同様の事例においてカード会社がカード会員に対する請求を最初から断念する可能性も懸念され、カード会員本人による家族利用を口実とする不正使用が増加する危険性も指摘されている⁽²⁸⁾。

クレジットカードはカード会員の信用に基づいて会員個人が使用可能な道具であり、カードそのものにしてもカード番号等のカード情報にしても、カード会員がそのルールを十分に理解し完全に管理してたとえ家族であっても安易に持ち出したり、情報を盗み出したりしないようにしておくことが肝要である。

結局、クレジットカードの不正使用を防止するためには、カード会員はカード管理に関する意識を向上させ実行する、カード会社・加盟店はコスト負担が可能な範囲で実効性のある本人確認等の不正使用防止システムを構築する、業界として消費者保護を踏まえた自主ルールを作成し徹底する等をバランスよく実現することが必要であると思われる。

注

- (1) 夏目明德「クレジットカード取引の仕組み」園部秀穂・田中敦編『現代裁判法体系第23巻〔消費者信用取引〕』新日本法規出版、1998年、183頁以下参照。
- (2) 板東俊矢「カード取引と消費者—不正使用問題を中心に」法学教室321号、145頁、2007年。
- (3) クレジットカードの表面に刻印されている番号のこと。16桁のものが多くがカード会社により15桁や14桁の場合もある。
- (4) 当該クレジットカードが使用できる期間のことであり、カード会員の信用度等により期間は異なる。有効期限が終了してもカード会員からの申し入れがなければ自動更新され、新しいカードが郵送されてくる。この更新カードをカード会員が受け取る前に盗まれたりして不正使用される事例もある。

- (5) クレジットカード番号、有効期限といった情報は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に規定する個人情報に該当しないと考えられる。クレジットカードの表面に刻印されているカード番号、有効期限という情報について、カード会社はこれらの情報からカード会員個人を特定することが可能であるが、しかし、第三者はこれらの情報から個人を特定することができないからである。二村浩一「クレジットカード情報の保護と改正割賦販売法」金融法務事情1845号、4頁、2008年、水上宏明『クレジットカードの知識第3版』日本経済新聞社、2007年、72～74頁。
- (6) 個人のクレジットカード情報をコンピュータウイルスを使用して盗み出したり、実在の金融機関、通信販売サイト等の企業のホームページのデザインを真似て消費者を欺罔し、画面上でカード情報を入力させて送信させるフィッシングといわれる方法で情報を盗み出して悪用するという方法がある。
- (7) 「カード会社と加盟店開拓分野で契約し、通常は加盟店となれない小規模事業者と提携し、その売上傳票をカード決済システムに乗せる事業者」のことで、これらの業者により厳格であったカード会社による加盟店管理体制が崩れかけているとされる。末藤高義『クレジットカード用語事典〔改訂増補版〕』民法研究会、2008年、28頁。
- (8) 本件に関する紹介、解説、評釈として、香月裕爾「家族によるクレジットカード不正利用とカード会社の責任—長崎地裁佐世保支部平成20年4月24日判決」金融・商事判例1301号、1頁、2008年、浅井弘章「クレジットカード契約の補償条項」銀行法務21・696号、57頁、2008年がある（本稿執筆時点2009年2月25日現在）。
- なお、インターネットでクレジットカードを利用する場合の問題に関する最新かつ詳細な研究論文である、襄輪靖博「インターネットによるクレジットカード会員外使用の民事責任(1)」福岡大学法学論叢53巻3号141頁以下（2008年12月）が公表された。
- (9) 日本経済新聞2008年12月3日（水）朝刊。
- (10) 高齢者をターゲットに悪質な訪問販売を行い、次々に高額商品の購入契約を締結させ、クレジット契約により高額を支払い責任を負わせるという事件が問題となった。このことを契機として2008年に割賦販売法が改正された。改正内容としては、旧法では2ヶ月以上にわたり3回以上の分割払いを「割賦購入あっせん取引」として規制していたが、改正法では旧法の「割賦購入あっせん」を「信用購入あっせん」、「総合割賦購入あっせん」を「包括信用購入あっせん」、「個品割賦購入あっせん」を「個別信用購入あっせん」へと名称を変更した。また、2ヶ月以上の1回払い及び2回払いも規制対象とした。指定商品、指定役務を廃止し、すべての商品、役務が規制対象となった。島川勝「特定商取引法・割賦販売法改正法の問題点—特にクレジット会社と販売店の責任について」法律時報80巻10号、123頁以下、2008年。
- (11) 中田昭孝・織田慶文「クレジットカードの不正使用と責任の有無等」中田昭孝編『現代裁判法体系第1巻〔金銭貸借〕』新日本法規出版、1998年、192頁。
- (12) 橋本英史「近親者（親子・兄弟・妻）によるクレジットカード利用」園部秀穂・田中

- 敦編『現代裁判法体系第23巻〔消費者信用取引〕』新日本法規出版、1998年、213頁。
- (13) 和田正隆「家族が不正使用したクレジットカードの代金支払義務とカード規約」手形研究489号、17頁、1994年、尾島茂樹「長男が無断使用したクレジットカードの代金の支払義務をカードの月間使用限度額50万円に限定した事例」判例時報1503号、207頁、(判例評論429号、45頁)、1994年、齋藤大己「クレジットカードの不正使用」園部秀穂・田中敦編『現代裁判法体系第23巻〔消費者信用取引〕』新日本法規出版、1998年、222頁。
- (14) 島川勝「クレジット・カード契約では、どのような点が問題となるか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望 第6巻 新種および特殊の契約』日本評論社、1991年、152頁。
- (15) 島川勝「カードの不正使用」法律時報60巻10号、104～105頁、1988年。
- (16) 清水巖「クレジット・カード販売の実態と問題点」ジュリスト645号、57頁、1977年、水野智幸「カードの不正使用」『裁判実務体系第22巻 金融信用供与取引訴訟法』青林書院、1993年、444頁。
- (17) ただし、「この規定の合理性を丸ごと認める趣旨だとすると、疑問の余地がある」とされ、「本件は、不正使用者が家族であるというだけで会員に不正使用分の負担を求めている事案ではなく、むしろ、X（カード会員―筆者注）の側の善管注意義務違反、署名義務違反の方に重点があるのだから、この判示部分は傍論的であり、大きな意義をもたないとみるべきであろう」との見解がある。山本豊「民法判例レビュー 47 契約」判例タイムズ863号、27頁、1995年。
- (18) ただし、会員規約が有効であるとしても、家族等会員の関係者の範囲があいまいでわかりにくいという指摘がなされており、クレジットカードの不正使用のかかなりの部分が会員の家族等の関係者により行われているということから、会員の不利益を避けるために適用範囲の基準を明確に示すべきであるとの主張がなされている。板東・前掲注(2)145頁、島川・前掲注(15)103頁。
- (19) 橋本・前掲注(12)213頁。
- (20) 潮見佳男「民法実践ゼミナール 第3回 クレジットカードを盗まれた」法学教室202号、86頁、1997年。
- (21) 島川・前掲注(14)152-153頁。
- (22) 執行秀幸「クレジットカードの不正使用による会員の代金支払義務と利用限度額」ジュリスト1062号、111頁、1995年。
- (23) Credit Authorization Terminal 信用照会端末。加盟店の店頭を設置され、クレジットカードを差し込むことで会員の信用状況をリアルタイムで確認することが可能であり、商品等の販売を承認するオンライン端末のことである。松本恒雄「クレジットカードの不正使用と利用限度額」法学セミナー478号、75頁、1994年、末藤・前掲注(7)72頁。
- (24) 蓑輪・前掲注(8)147-148頁。
- (25) 蓑輪・前掲注(8)158-159頁。

- (26) 具体的には、カード会社に対して経済産業省令に定める基準に従い、①クレジットカード番号の適切な管理のために必要な措置を講じること、②加盟店、決済代行会社、カード会社から番号などの取扱を委託された業務受託者等に対してカード番号等の適切な情報管理が図られるように、必要な指導その他の措置を講じることが義務づけられる。また、③カード会社、加盟店、決済代行会社、業務受託者、これらの役員、職員等が業務に関して知り得たカード番号等を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供または盗用したとき等には3年以下の懲役または50万円以下の罰金という罰則規定が設けられることとなった。乃田昌幸・中崎隆「クレジットカード番号等の不正取得等に関する罪—クレジットカードにかかる情報保護—」金融法務事情1851号、30頁以下、2008年。
- (27) 藁輪・前掲注(8)157頁、板東・前掲注(2)147頁、水野・前掲注(16)451頁、島川・前掲注(15)105頁、沢野直紀「クレジットカード」加藤一郎・竹内昭夫編『消費者法講座 第5巻 消費者信用』日本評論社、1985年、120頁、清水・前掲注(16)60頁、竹内昭夫「クレジットカードと消費者保護—信用取引における消費者問題の一側面—」ジュリスト475号、60頁、1971年（竹内昭夫『消費者信用法の理論 総論・各論』有斐閣、1995年、269頁以下所収）、伊藤進「カード社会の今後と法的課題」法律のひろば37巻3号、40頁、1984年。
- (28) 香月・前掲注(8)1頁。

(2009年2月25日稿)